

平成4年11月25日

発行/岡垣町議会 編集/議会広報委員会 住所/遠賀郡岡垣町大字野間697-1 TEL(093)282-1211



創刊号

<

	創刊あいさつ	2
•	議会機構	3
	各委員会紹介3・4・	5
	各議員紹介6・	7
	事務局紹介	8
	解説	8

岡垣町議会棟全景



夫 丰 議長は中立たるべし。 動を活発にすべし。 常任委員会を活用し調査活

大 屯夫基英 議員の対話に徹すべし。 是々非々たるべし。 感情論こそ避けるべし。 いう考え方に徹すべし。

最適任者は「ただ一人」 動から排除すべし。 首長選挙のシコリは議会活 ٤

離れるべしあまり離れるべ を以ってすべし。

士

からず。

丰

我田引水なら他田引水のあ

ることを知るべし。

すべし。 批判し監視の眼を持つべし。 批判攻撃はこれに代る腹案 物事を論議し実質審議に徹

+

九

発言の型を自覚して改むべ

すべし。

議会は言論の府大いに発言

政策論を忘れるべからず。

七六

新議員勇気を出すべし。 べからず。 議員は公人なり公私混同す

ず全体の奉仕者たるべし。

一部の奉仕者になるべから

五、 四 議員の信条に関する二十章

住民の声なき声を代表すべ

遅刻無届欠席を叱るべし。

岡垣町議会だよりの 発刊にあたって



長 長谷川

拶申し上げます。町民各位にお とに対し厚くお礼申しあげます。 解とご協力をいただいているこ 会に対し、 かれましては日頃より私共町議 にあたり町民の皆様に一言ご挨 この度「議会だより」の発刊 大変あたたかいご理

申すまでもなく地方自治は、

努めなければなりません。 町政の発展、町民の福祉向上に 相互に牽制し均衡を保ちながら の両輪にたとえられています。 決権に対し執行権」と、よく車 行政と立法の二権分立により「議

る程度の内容はご存知の事と思 き」または各議員活動の中であ 会だより」を発刊することに致 制施行三十周年でもあり、その 状況をより一層広く町民の皆様 則でありますが、町議会の活動 です。議会の本会議は公開が原 出された議員で構成する合議体 記念事業の一つとして岡垣町「議 にご報告する意味と、本年は町 しました。従来は広報「おかが 私共町議会は、公選により選

げます。 年四回発刊しますので気軽にご 刊号の発刊に続き、定例会毎に をと強い要望もあり、今回の創 為にも内容のある「議会だより」 いますが、傍聴に行けない人の 一読くださるようお願い申し上

解とご鞭撻をよろしくお願い申 います。 ために鋭意努力する所存でござ 認識し町民各位の負託に答える し上げご挨拶とします。 べく「町づくり・人づくり」の 分踏まえ、議会としての職責を 内外とも激動する諸情勢を十 何卒皆様方の深いご理

「議会だより」 発刊を祝して



岡垣町長 功

刀根

は れたものとご同慶にたえません。 制施行三十周年の事業の一環とし 各位の町政に対する熱意が発露さ て新しく発刊されますことは、議員 ご存じのように本町において この度、「議会だより」が町 「広報おかがき」を発刊いた

ります。 きませんでした。 ても詳しくお伝えすることがで けですが、紙面の都合上どうし 行者の立場からの行政広報であ 会関係の記事も掲載していたわ しておりますが、これは町政 今まではこの広報に議

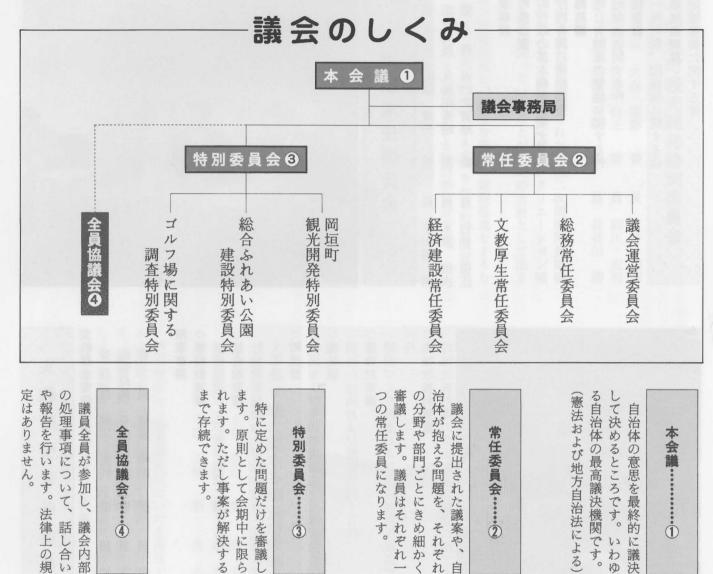
ば大変喜ばしいことです。 は町政に参与されるようになれ の関心を一層強められ、 発刊により、町民の皆様が議会へ 今回の議会による議会広報の ひいて

議会棟の3階はこのようになっています

ます。 を願いお祝いのご挨拶といたし 盛んになることによって、 一層町政発展への礎となること これを機会として議会活動が

(兼学習室





常任委員会……②

(憲法および地方自治法による)

自治体の意思を最終的に議決

本会議………①

つの常任委員になります。 審議します。議員はそれぞれ の分野や部門ごとにきめ細かく 治体が抱える問題を、 議会に提出された議案や、 それぞれ 自

特別委員会……3

議会運営委員会

れます。ただし事案が解決する ます。原則として会期中に限ら まで存続できます。 特に定めた問題だけを審議し

全員協議会・・・・ 4

定はありません。 や報告を行います。 の処理事項について、 議員全員が参加し、 法律上の規 話し合い 議会内部

します。

(共)

その他議長が必要と認め

および先例解釈

る事項

会期および会期延長の取

次に掲げる事項について審議

員で構成されます。議会を円滑 に記置された委員会です。 にしかも効率的に運営するため 議会運営委員会は、六名の議

会運営委 会

副委員長 委員長 員 員 勢屋 細川 松原 谷口佐賀雄 光利 兼夫 忠勝

委委

菌齿齿齿出伤人人的肉面巨口 請願、 会期日程 議会の諸規程などの起草 全員協議会の取扱い 発言の取扱い 議事日程 特別委員会設置の取扱い 緊急質問の取扱い 議事進行の取扱い 議席の決定および変更 議員資格の取扱い 議員提出議案の取扱い 委員会構成の取扱い 般質問の取扱い 陳情の取扱い



▲議会運営委員会



常 任 3 員 会

委員長 長 久保田秀昭 松原 谷口佐賀雄 兼夫

委委委 員員員 竹井 木原 下川路 信正 信次

○町長公室 所掌事務

町行政の基本構想に関する件 庁内各課の連絡調整

〇総務課 町公有財産の管理に関する件

町財政に関する件

〇税務課

○地域振興課 地域振興に関する件 一般町税、国保税に関する件

文 教 生 常 任 委

솘

文教厚生常任委員会

副委員長 委員長 平山 細川 曽宮 角助 光利 弘 委 委委 員 員 長谷川 古家崎康彦 勝

○学校教育課

学校施設および教育推進に関する件

〇社会教育課

する件 社会教育施設および社会教育・社会スポーツに関

〇町民課

住民および生活環境衛生・交通安全に関する件

〇福祉課 福祉の企画および推進に関する件

○健康対策課

健康づくり推進および国民健康保険運営に関する

〇地域改善対策室



建 設 常 任 員 会

経済建設常任委員会

委員長 員長 勢屋 大森 安部 忠勝 正開 委委委 員員員 中村 竹井 木原 信和光明 友子

○農林水産課

所掌事務

農業、林業、 水産に関する件

○建設課

都市計画、 道路、 河川に関する件

○下水道課 下水道の管理、

○水道課 運営に関する件

上水の管理、

運営に関する件



岡垣町観光開発特別委員会

副委員長 委 員長 竹井 久保田秀昭 信正 委 委委 員員 細川 長谷川 光利 和明

れました。 能の集積を図っていくことが、町の方針として出さ 合計画により、西部地域に観光レクリエーション機 昭和五十七年に策定された、第二次岡垣町長期総

町の事業計画をチェックする特別委員会です。 めに調査、研究を行っています。それを町に提言し、 観光資源開発と、健全な施設の建設推進をするた





ゴルフ場 に関する調査特別委員会

副委員長 委 員 長 員 平山 木原 信弘次 正開 委委 員 員 木原 古家崎康彦 下川路 友子

を行っています。 開発予定プランの可能性を含め、継続して調査研究 特別委員会です。その後の経済事情の変化もあり、 たえる影響などについて、調査研究を行うのがこの す。開発された場合の、経済的な効果や、 ルの山地を、ゴルフ場として開発する計画がありま 戸切地区から海老津地区にいたる百五十ヘクター 環境にあ

総合ふれあい公園建設特別委員会

副委員長

谷口佐賀雄

員 長

曾宮

角助

委委

勢屋

和男

みぐあいなど把握しチェックをしています。 会を設置し調査、研究活動を行っています。 (文化センター) の建設が進んでいます。 最適な施設の完成を目標に、設計施工・工事の進 議会も積極的に建設を進めるため、建設特別委員 岡垣町に文化の香り高い施設、「総合ふれあい公園」 中村 信光 委 員員員

管理運営なども審議しています。





下川路

総務常任委員

2

無所属

遠賀・中間地域広域行政事務組合議員ゴルフ場に関する調査特別委員

住宅新築資金等審査委員

52歳

切白谷区



安部 正開

ゴルフ場に関する調査特別委員

農業生産対策協議委員 都市計画審議委員

切川改修期成委員

当選 62歳

無所属

切区 口

経済建設常任委員



副議長 古家崎康彦

当 54 選 歳

西山田区

5

口

日本社会党

文教厚生常任委員



議長 長谷川 勝

岡垣 芦屋町外二カ町競艇施行組合議員 文教厚生常任委員 全国基地協議会九州部会副会長 農業委員 一町観光開発特別委員 吉木区 3回 無所属

社会教育委員兼公民館運営委員 議会広報委員

芦屋町外二カ町競艇施行組合議員 ゴルフ場に関する調査特別委員





竹井 和明



木原 友子

当 74 選 歳

海老津区

2回

無所属

久保田秀昭

三吉集会所運営委員岡垣町観光開発特別委員

青少年問題協議委員 都市計画審議委員 当選

3回

日本共産党

41

南高陽区

総務常任委員



竹内 和男



中村 信光

住宅新築資金等審査委員

総合ふれあい公園建設特別委員

都市計画審議委員 農業生産対策協議委員

当 67 選 歳 経済建設常任委員 農業生産対策協議委員 1 波津区 無所属

当選 42歳 国民健康保険運営委員 地域改善対策推進協議委員 適正就学指導委員 高尾区 回 公明党

総合ふれあい公園建設特別委員文教厚生常任委員

ゴルフ場に関する調査特別委員経済建設常任委員 当選 63 歳 岡垣町土地開発公社理事 監査委員 岡垣町観光開発特別委員 経済建設常任委員 青少年問題協議委員 国民健康保険運営委員 1 野区 口 無所

6



細川 光利



木原 信次

ゴ

遠

当 45 選 歳

海老津区



竹井 信正

垣町観光開発特別委員

岡垣町土地開発公社理事 遠賀·中間地域広域行政事務組合議員

人権教育推進協議委員

当 58 選 歳

東松原区

2 回

日本社会党

総務常任委員



谷口佐賀雄



勢屋

議会広報委員 議会運営委員 無所属 建設特別委員

垣町土地開発公社理事

当 70選 歳 総合ふれあい公園 総務常任委員 5回無

経済建設常任委員 都市計画審議委員 議会広報委員 議会運営委員 総合ふれあい公園建設特別委員 6 回 高陽区 無所属

当 52 議会運営委員 文教厚生常任委員 社会教育委員兼公民館運営委員 議会広報委員 垣町観光開発特別委員 選 歳 7回無 無所属

地域改善対策審議委員 岡垣町土地開発公社理事 総務常任委員 質·中間地域広域行政事務組合議員 ルフ場に関する調査特別委員 1回 自由民主党

法定数

30 人

条例数

ゴ

文教厚生常任委員会 総務常任委員会

総合ふれあい公園建設特別委員会

岡垣町観光開発特別委員会

6 6 6 6 6 18

定例会 臨時会

年4回

宜

議会運営委員会 経済建設常任委員会



平山 弘



曾宮 角助

総合ふれあい公園建設特別

委員

文教厚生常任委員

当 66

旭中区

選

5回

無所属

地域改善対策推進協議委員岡垣町土地開発公社理事



当 39 選 歳

大森 忠勝

岡垣町観光開発特別委員

議会運営委員

人権教育推進協議委員

垣町土地開発公社理事



松原 兼夫

当 59

選

3 回

無所属

野間三区

当選 地域改善対策推進協議委員 議会運営委員 文教厚生常任委員 52 国民健康保険運営委員 2回 高陽区 日本共産党

ルフ場に関する調査特別委員会 事務局長

事務局

書記 6人

三吉集会所運営委員 ルフ場に関する調査特別委員

経済建設常任委員 芦屋町外二カ町競艇施行組合議 議会広報委員 議会運営委員 総合ふれあい公園建設特別委員総務常任委員 2回 吉木区 員

惠 務 局 紹 介

事務局長

内浦区



事務局ですよろしく!

書記 平成三年四月より事務局書記 収入役室など歴任 昭和三十八年四月役場へ 書記 平成四年十一月より事務局長 税務課長など歴任 昭和三十五年六月役場へ 松岡マツョ 野口 研治 北九州 高塚区

ています。 町民のみなさんと議会、執行機 プ役として次のような仕事をし 議会事務局は、議長を中心に (役場の各課) と議会のパイ

気軽においでください。

職員が

でも傍聴することができます。

議会の審議のようすは、だれ

議会はだれでも傍聴できます。

会の庶務 議員に関することおよび議

議会、委員会の開催および

場合は、

紹介議員を必要とす

(地方自治法一二四条

(2)政治家(議員)は年賀状や暑中

出す事が禁じられています。 見舞等の(選挙区内)挨拶状を シリーズ

用

解

説

的権利である。 いし要望すること。 市町村あるいはその議会にた 適切な処置をして欲しいと思 ※請願する権利は、個人、法 っていることを、都道府県や 人、外国人など制限なく基本 る問題について実情を説明し、 住民の希望や利害関係のあ

都道府県や市町村に住んで

の議会に文書で訴えることを 道府県や市町村、あるいはそ 希望していることを、その都 のためにこうやって欲しいと いる住民が、日常生活の向上

議会に対し行う

C 情報を集める 議案の審議に必要な資料、 運営に関する事務

00 議場、 請願、 議事録、 陳情の受け付け 会議室など議会棟の 会議録の作成

尽力されました。本当に長い間 発揮しました。とくにこの議会 年四月に議会事務局長に就任し ごくろうさまでした。 だより発刊には、 議会の橋渡しなどに腕を存分に 議員の調査依頼、あるいは町と て以来、今日まで議会運営に、 予算調整など

ご存知ですか!公選法

①政治家(候補者、候補者とな されます。 ある人)は寄附をすると処罰 ろうとする人及び現に公職に

(3)有権者の人が政治家(議員)に 求する事は禁止されています。 対し寄附を出すように勧誘や要 (1)政治家 (議員) は選挙区内 す。(電報などもいけません) を出す事を禁じられていま の人に対し答礼の為の自筆 暑中見舞などの時候の挨拶状 によるもののほかは年賀状

> (4)政治家や後援団体 て挨拶を目的として新聞、 (後援会)

(6)後援団体(後援会等)の設立 (5)後援会が花輪、 祝儀その他これらと同じよう なものを出すと処罰されます。 供花、香典、

(7)公職選挙法によって処罰され ります。 ますと公民権停止の対象とな

ごくろうさまでした。

事務局長が地域 十一月一日付 刀根重弘前

ました。平成一 振興課に異動し

料の広告を出すも処罰されま が、選挙区内の有権者に対し 誌、テレビ、ラジオなどに有

目的により行う行事や事業に 処罰されます。 るとその時期の如何を問わず ついての寄附以外の寄附をす

編

青い山 分け人っても 分け入っても |山頭火|

宅地化された。 生活ステーションが二十一世紀 を考える一助になればと、議員 垣の緑も、山が一つまた一つと 緑なしでは生きてゆけない。 くりなど。町づくり三十年を一 を解決できないでいる。人間は くよう、創刊号は議会紹介の特 つの節目に、二十一世紀の岡垣 づくり。文化の高い静かな町づ には実現するかもしれない。 った。住民と議会の距離が近づ 同の発意で発刊することにな 生き生きとダイナミックな町 地球では日毎砂漠化が進むの 科学技術の進歩は、宇宙での 岡

編

集号とした。(古家崎)

委委委副委 員員員 長 勢屋 松原 細川 谷口佐賀雄 古家崎康彦 光利 兼夫